

# 作業環境評価基準

測定値が管理濃度の10%：この値を当該測定値における測定値とする。

連続する作業日：A測定で求めた幾何平均値と幾何標準偏差を用いて、第1評価値と第2評価値を求める。

A測定のみ：第1評価値が管理濃度以上 & 第2評価値が管理濃度以下…第2管理区分。

B測定：管理濃度の1.5倍…第3管理区分。

2種類以上の有機溶剤：測定点ごとに定められた算定式により求めた換算値を測定値とする。

評価値の計算式：1日作業と2日作業では異なる。

測定濃度が定量下限以下：下限値を測定値とする。

## 管理区分の決定

		A測定		
		第1評価値 < 管理濃度	第2評価値 ≤ 管理濃度 ≤ 第1評価値	第2評価値 > 管理濃度
B測定	B測定値 < 管理濃度	第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分
	管理濃度 ≤ B測定値 ≤ 管理濃度 × 1.5			
	B測定値 > 管理濃度 × 1.5			

それぞれの測定点の分析結果から、第1、2評価値を計算し、B測定値と合わせて上記の表から管理区分を決定します。

個人サンプリング：作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う。

個人サンプリング法に登録した作業環境測定士が行う。

D測定：測定対象物質の濃度が最も高くなると思われる時間に行う測定。